住宅用火災警報器の設置が義務化



例で設置が義務付けられた「住宅用火災警報器」についてお知らせします。 その7割が火災に気付くのが遅れ命を落としています。そこで、 全国で住宅火災により亡くなる人は年間1、000人を超えてい 逃げ遅れを防ぐことを目的に、消防法や市火災予防条 住

建物火災に占める住宅火災

犠牲者のフ割が逃げ遅れ 減らない住宅火災

災の死者数の割合」を示したも 火災に占める住宅火災の割合 年度中に全国で発生した「建物 下段の円グラフは、 「建物火災における住宅火 平 成 16

た火災で、 9割に達しています。 なった人は、 くのは遅れてしまいます。 しているときには、火災に気付 気付かず「逃げ遅れ」によるもの のうち8割が「寝室」から発生し 火災で、さらに住宅火災で亡く 建物火災のうち約6割が住宅 就寝時間中や物事に集中 死因の7割が火災に 建物火災全体の約 また、そ あっ

> 宅火災において「いかに早く出このような事態から近年、住 火に気付くか」は、 大きな特徴です。 大きな問題

> > た。

災警報器の設置を義務付けまし

6月1日から を義務化

となってきました。

成16年6月に消防法を一部改正 に減らないことから、 たが、 これまで個人に任されていまし 共同住宅の防火安全対策は、 戸建住宅やマンションなど すべての住宅へ住宅用火 火災件数や犠牲者が一向 国は平

止めるようにしましょう。 になっても被害を最小限に食い

防火対策を考え、万一、火災

という間に広がる煙と火の中で 65歳以上の高齢者であることも 困難です。犠牲者の半数以上が 素早く避難することは、とても

日から義務化され、 施行します。新築住宅は6月1 改正し、平成18年6月1日から 準に沿って火災予防条例を一 これを踏まえ、市では国の基

報器は「尊い生命・財産を自分 ることになりました。 平成20年6月1日までに設置す 自身で守る」ための防災機器で 不思議ではありません。火災警 火災は、いつどこで起きても 各家庭で火を出さないため 既存住宅は

住宅火災 57.1% 16,866件 住宅火災による 死者数 89.6% 1,038从 建物火災死者数 建物火災件数 29,528件 1,159人 (平成16年度中・放火を除く) (平成16年度中・放火自殺者等を除く)

消防庁の資料より

建物火災における死者数

大切な命を守るための

住宅用火災警報器

Q&A

てお答えしますでお答えします。世宅用火災警報器の設



消防本部予防課 石川富康 副主衛

どんな火災警報器があるの?金額は? 購入する場所は?

「煙」を感知するものと「熱」を感知するものがあり、「煙」を感知する警報器の設置が義務付けられました。形はメーカーによりさまざまです。電源は、電池式や100ボルトの家庭用電源で作動するものがあります。ホームセンターや電気店、防災設備取扱店などで販売され、1個5千円から1万5千円です。(展示場所はP16参照)







※購入するときは、日本消防検定協会鑑定マーク(右上)が付いているものを選びましょう。

設置するところはどこ?

本市では、設置場所を就寝中でもいち早く火災の発生を知ることができるよう寝室および階段としています。寝室は、普段就寝に使われている部屋で、子ども部屋など家族の居室などでも就寝に使われている場合は対象となります。また、階段は寝室がある階の最上部に設置します。調理や炊事など火気を使用する台所については、設置を努める場所として位置付けています。

設置義務が適用されない住宅はありますか?

A マンションなどの共同住宅で、自動火災報知機やスプリンクラー設備などが設置されている場合や既に住宅用火災警報器と同等の性能を有する機器が設置されている場合は、設置義務が免除されます。

とこに取り付けるの?

天井に取り付ける場合…火災警報器の中心を壁から60cm以上離して取り付けます。また、天井にはりがある場合には、火災警報器の中心から60cm以上離します。またエアコンや換気扇の吹き出し口付近では、1.5m以上離します。











壁掛け式を取り付ける場合…天井から15cm以上50cm以内の位置に火災警報器を取り付けます。

住宅用火災警報器を設置しない場合、 罰則などはありますか?

今回の消防法や市条例の改正は、市民の皆さんの大切な命を守るために、住宅火災の予防を推進するためのものです。したがって罰則規定はありません。皆さんのご協力をお願いします。

※住宅用火災警報器について、くわしくは市消防本部予防課(☎20-1591)または住宅用火災警報器相談室(☎0120-565-911)へ。

悪質な訪問販売などにご注意!

「法律が変わって、すぐに火災警報器を設置しなければいけなくなりました。付けないと罰則がありますよ」とうそをついたり、「消防署から点検に来ました」と言って、火災警報器を高額な値段で売りつける被害がすでに発生しています。 消防署の名を語るなど、悪質な訪問販売には十分注意しましょう。

- ◆ 『火災警報器を設置しなければならない』と訪問してくる業者には注意!
- ◆「今だけ」・「あなただけ」などと契約を急がせる業者には要注意!
- ◆消防署や市が直接、住宅用火災警報器を販売することはありません。
- ◆万一、被害に遭ってしまったら、すぐに消費生活センター(☎23-1161)へ。